

< 勧誘方針 >

■ 金融商品の販売等に際して、各種法令等を順守し、適正な販売等に努めます。

- ・ 販売等にあたっては、保険業法、禁輸商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法及びその他各種法令等を順守して参ります。
- ・ お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。

■ 商品に関するお客様の知識・経験、契約目的、財産の状況等を総合的に勘査し、お客様の意向と実上に応じた金融商品の販売等に努めます。

- ・ 保険販売等においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動などを通じて、お客様の意向と実上に沿った適切な商品設計、販売・勧誘活動を行って参ります。
- ・ また、お客様のご経験、ご契約目的、財産の状況等を勘査し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。
- ・ お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。

■ お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・ 販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- ・ お客様と直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

■ お客様へのご意見等の収集に努め、また、お客様の満足度を高めるよう努めます。

- ・ 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- ・ お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の販売等に活かして参ります。

平成20年4月1日